

平成27年10月 土木工事積算基準等正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																				
委託	測積基-24 (54)	<p>1-11 安全費の積算について</p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$ <p>(注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~ 安全費率表</p> <table border="1" data-bbox="499 576 1144 655"> <thead> <tr> <th>地域 場所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p>1-11 安全費の積算について</p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$ <p>(注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~ 往復経費 = 普通旅費相当分(日当+交通費+宿泊料(1泊)) 安全費率表</p> <table border="1" data-bbox="1317 584 1991 667"> <thead> <tr> <th>地域 場所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																				
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																				
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																				

1-11 安全費の積算について

安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$$

(注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。

2. 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。

$$\text{往復経費} = \text{普通旅費相当分} (\text{日当} + \text{交通費} + \text{宿泊料} (1 \text{泊}))$$

安全費率表

場 所 \ 地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。

- (2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。